

■ 法学部 法学科

| 教育研究上の目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>学則第1条（目的）</p> <p>本大学は、教育基本法及び学校教育法並びに本学の設立趣意書に基づき、高い教養と専門的職能教育を施し、広く国際的視野をもって人類社会の発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>学則第2条の2（学部及び学科）</p> <p>社会的正義の感覚、人権感覚、健全な権利義務意識の涵養を通じて、相対立する利害や価値を衡量調整する能力、法的基準や政治的概念についての基礎理解とそれを論理的かつ事柄に即して展開し具体的な現実に応用できる能力、社会的事象から法的・政治的問題を発見・分析しそれに対処する能力、並びに国際的視野で日本の法及び政治の特質とその問題を把握し将来への展望を開く能力を備えた人材を養成する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>法学部では、学則第2条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、以下の資質、能力及び知識を身につけた学生に「学士（法学）」の学位を授与します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>（知識・技能）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法や政治についての基本的な知識を身に付けている。</li> <li>2. 社会的正義の感覚、人権感覚および健全な権利義務の意識を身に付けている。</li> <li>3. 相対立する利害や価値を衡量調整できる。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>（思考力・判断力・表現力）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法や政治についての基本的な知識を論理的かつ事柄に即して展開できる。</li> <li>2. 法や政治についての基本的な知識を具体的な現実に応用できる。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>（主体性・多様性・協働性）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現実の社会的事象から法や政治についての問題を見出し、その問題を分析し、対処できる。</li> <li>2. 国際的な観点からこの国の法や政治の特徴や問題を的確に把握し、将来の構想を考えることができる。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>法学部では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、全学部共通の「共通教育科目」と学部としての専門知識を習得するための「専門教育科目」とから成るカリキュラムを、以下の方針に沿って編成し、実施します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>（教育内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「共通教育科目」として、大学教育への円滑な適応を促し、大学における学習・研究に必要な基礎的能力を養成する科目、社会生活におけるリテラシーと一般常識をバランスよく身につけるための一般教育・体育科目、国際社会への対応を可能にし、専門教育科目の学習を補完・促進するため、語学力を育成する外国語科目、情報化社会に対応しうる能力を養成する科目を配置する。</li> <li>2. 「専門教育科目」として、基礎法系、公法系、私法系、政治・行政系の専門科目を、また法律学特殊講義、政治学特殊講義、外国法政研究などの発展的な科目、さらに経済学・経営学関係の関連科目なども配置する。</li> <li>3. 「共通教育科目」としての「法学入門」「政治学入門」を全員履修科目とするほか、「専門教育科目」のうち憲法に関する基礎科目を全員履修、民法に関する基礎科目を必修科目とする。</li> <li>4. 学生の希望進路に応じ、司法試験合格に向けて一貫した教育プログラムを提供する「法科大学院連携コース」、法律専門職をめざす「司法コース」、公務員をめざす「行政コース」、一般企業への就職をめざす「企業コース」の4コースを設け、コースごとに科目群の履修要件を設定し、学生はいずれかのコースに2年次より所属する。</li> <li>5. 1年次春学期には全員履修を原則とする入門演習を、1年次秋学期からは基礎演習を、3年次からは専門演習を設けて、少人数教育を実践する。</li> </ol> |
| <p>（教育方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. アクティブ・ラーニング、PBL（Project Based Learning、課題解決型学習）等の教授法を積極的に取り入れ、知識を伝授する座学にとどまることなく、知識を基盤とした能動的学修を通じて、実践的な教育を目指す。</li> <li>2. LMS（Learning Management System：オンラインによる学習管理システム）として「Moodle」を活用し、学生との双方向的なかかわりを重視した教育を推進する。</li> <li>3. 入門演習、基礎演習および専門演習を各学年に配置し、連続して受講できるようにすることで、法的思考力の段階的学習を可能とする。</li> <li>4. シラバスにおいて「準備学習・事後学習」を全授業科目で明示することで、学生の授業外での学習を促し、学習時間確保と単位の実質化に努める。</li> <li>5. 履修モデル、カリキュラムマップを示すことにより、体系的・段階的な学修ができるようにする。</li> <li>6. 法科大学院連携コースでは、本学大学院法務研究科との共同開講科目を配置することで、法曹養成に特化した高度な内容の教育を提供する。</li> </ol>                                                                                                                           |
| <p>（学修成果の評価）</p> <p>法学部では、本学における学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 愛知大学 3つのポリシー（2024年度向け）

ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。

1. 初年次教育の達成状況を測るため、1年次必修科目及び全員履修科目（「民法総則Ⅰ・Ⅱ」、「法学入門」、「政治学入門」、「憲法・基本的人権Ⅰ・Ⅱ」、「入門演習」）の単位修得状況を、GPAの平均値を用いて検証・評価を行う。
2. 基礎・専門教育の達成状況を測るため、「専門演習」および3年生終了時における全専門科目の単位修得状況を、GPAの平均値を用いて検証・評価を行う。
3. 学修成果アンケートの結果について、一定の目標数値を設定し、検証・評価を行う。

### 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

法学部では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。

#### 1. 求める学生像

- (1) 法や政治、さらに経済など、社会科学の扱うさまざまな事象への関心を持ち、社会正義や人権についての感覚を大切にしている人。
- (2) 法や政治、社会的な諸問題を構造的に理解した上で、その考えを応用してさまざまな問題に対処し、社会に貢献したいという強い意欲を有する人。
- (3) 国際的な観点からわが国の法および政治の特徴や問題を分析したいという強い意欲を有する人。

#### 2. 入学前までに修得すべき能力

（知識・技能）

- (1) 高等学校の各教科、とりわけ国語、地理歴史・公民、数学についての基本的学力。
- (2) 外国語の基礎的な能力。

（思考力・判断力・表現力）

- (1) 論理的思考力。
- (2) 自分の考えを相手に的確に伝えることができる能力。

（主体性・多様性・協働性）

- (1) 社会の動きや状況について関心を持ち続けることができること。
- (2) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を有していること。

#### 3. 選抜方法

##### (1) 一般選抜

基礎学力をバランス良く備えた入学者を選抜するために、3教科以上を課し、その結果を総合判定して合格者を決定する。

##### (2) 総合型選抜

出願資格に応じた入試区分を設け、出願書類、小論文、面接等により総合判定して合格者を決定する。

##### (3) 学校推薦型選抜

調査票（全体の学習成績の状況）、資格点、面接、学科試験により総合判定して合格者を決定する。